

鈴鹿市告示第168号

鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成6年鈴鹿市条例第18号）第13条の規定に基づき自転車を撤去し、及び保管したので、同条例第14条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月8日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 撤去した年月日

令和6年8月1日

2 撤去し、及び保管した台数並びに整理番号

自転車 7台

整理番号 別紙のとおり

3 撤去場所及び撤去の理由

鈴鹿市役所駐輪場、長期間放置のため

4 保管場所

鈴鹿市矢橋一丁目590番地（伊勢鉄道鈴鹿駅南高架下）

5 保管期間

告示の日から60日間

6 返還を受ける方法

（1）返還場所

鈴鹿市総務部管財課

（2）返還日時

月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

（3）返還時に必要なもの

ア 引取通知書（送付された場合に限る。）

イ 撤去保管料（自転車） 1,500円／台

ウ 住所及び氏名が確認できるもの

エ 自転車の鍵

保管期間内に引取りがない場合は、鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理

に関する条例第14条第2項及び第3項の規定により処分するので、当該放置自転車等の利用者又は所有者は、保管期間内に引き取ること。

7 連絡先

鈴鹿市総務部管財課

電話059-382-9009

別紙

整理 番号	種類	車体の色	タイヤ サイズ	車体の特徴
1	折りたたみ自転車	クリーム	20	
2	普通自転車	ワインレッド	25	
3	普通自転車	黄緑	26	茨城県の防犯登録証あり
4	折りたたみ自転車	紺	不明	「ROVER」と記載あり
5	折りたたみ自転車	黒	20	「THREE STONE」と記載あり
6	普通自転車	シルバー	26	「Panasonic」と記載あり
7	普通自転車	白	26	